

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会  
定 款

# 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「本会」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の職業倫理の向上、介護支援専門員に関する専門的教育及びその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事業を行う。

- 1 介護支援専門員の資質の向上に関する研修会の開催
- 2 介護支援専門員のサポート体制の整備
- 3 介護支援専門員の業務遂行に必要な情報の提供
- 4 介護支援に関する調査・研究
- 5 関係機関及び関係団体との連絡・調整
- 6 介護支援専門員に関する刊行物の発行
- 7 日本介護支援専門員協会の支部としての活動
- 8 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目373番地1に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の掲示板及び官報に掲載してする。

## 第2章 基金

(基金の総額)

第6条 本会の基金（代替基金を含む。）の総額は、金300万円とする。

(拠出1口の金額)

第7条 本会の基金の拠出1口の金額は、金1万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第8条 基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。

- 2 社員が他の社員に基金返還請求権の全部又は一部を譲渡するには、社員総会の承認を受けなければならない。

(基金返還の手続き)

第9条 社員が拠出した基金の返還を請求するには、決算日前3ヶ月以前に書面で請求するものとする。

- 2 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が決定したところに従ってする。

### 第3章 社員及び会員

(社員たる資格の得喪)

第10条 本会の社員は、第11条にいう正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 本会設立後社員となるには、所定の入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認の過半数の同意を得なければならない。

(会員)

第11条 本会は、次の会員を置く。

(1) 正会員

沖縄県内に住所又は就業先を有し、介護保険法施行令（平成10年政令412号）第35条の2の規定により、介護支援専門員として登録されている者。この者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(2) 特別会員

本会の目的趣旨に賛同し、それぞれの専門的立場から当法人の運営に協力できる介護支援専門員指導者、学識経験者及び行政関係者等

(3) 賛助会員

当法人の運営を援助する個人・事業者・施設及び関係団体等

(入会)

第12条 前条に掲げる者が本会に入会しようとするときには、所定の入会申込書を本会に提出し、入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第13条 第11条に掲げる者は、所定の入会金を納入しなければならない。

- 2 会費の納入は年1回とし、指定された方法により毎年度6月末までに前納しなければならない。

(社員及び会員名簿)

第14条 当法人は、社員及び会員の氏名・住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 社員及び会員に対する通知又は催告は、前項の名簿に記載された住所に対して行うものとする。

(会員の資格の喪失)

第15条 社員及び会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会員が介護保険法施行令第35条の2第3項の規定により、介護支援専門員名簿から消除されたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第16条 会員は別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第17条 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び介護支援員として倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、理事会の決議を経て、除名することができる。ただし、その場合には、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第18条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(会員の権利義務)

第19条 正会員、特別会員は、本会の会議に出席して議決に参加することができ、本会の役員に選出されることができる。

## 第4章 役員

(員数)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 代表理事 (会長) | 1名         |
| (2) 理事 (副会長)  | 若干名        |
| (3) 理事        | 20名以上30名以下 |
| (4) 監事        | 2名         |

(選任)

第21条 理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から総会において選出する。

- 2 会長、副会長は、理事会において互選する。
- 3 理事は事務局長を兼ねることができる。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその親族その他の特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

(役員の仕事)

第22条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序

によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 当法人の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事業を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に総会の招集を請求すること

(任期)

第23条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

2 任期満了前に選任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 前各号の規定にかかわらず、役員は辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号に該当するときは、任期の途中であっても、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、その場合は、その役員に対して総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第25条 役員報酬等は無償とする。ただし、常勤の役員報酬等は有償とすることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決によって定める。

## 第5章 社員総会

(社員総会)

第26条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第27条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第28条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支決算報告の承認
- (3) その他当法人の運営に関する重要な事項

2 総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発するものとする。ただし、総社員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

(招集及び開催)

第29条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員及び特別会員の3分の1以上若しくは監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(総会の議長及び副議長)

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第32条 総会の議事は、その規約に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決委任等)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状により代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席人数(表決委任者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 開催目録、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(招集及び開催)

第35条 会長は、随時必要な場合は、理事会を招集し、その議長にあたる。

- 2 理事の過半数又は監事の総員から理事会の招集の要求があったときは、会長は、速やかに招集しなければならない。
- 3 理事会は、理事の過半数をもって成立する。ただし、やむを得ない理由のため理事会に出席できない場合は、委任状により代理人に表決を委任することができる。その場合、理事は出席したものとみなす。
- 4 監事は、理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(機能)

第36条 理事会は次の各号に関する事項を議決する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(定足数)

第37条 理事会には、第31条から第33条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第7章 分科会、委員会及び部会等

(分科会、委員会及び部会の設置)

第38条 本会は、本会の目的を達成するために分科会、委員会及び部会等を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

## 第8章 地区支部

(地区支部の設置)

第39条 本会は、本会の目的を達成し、地域における活動に資するため、地区支部を置くことができる。

## 第9章 会計及び財産

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算書)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う予算書は、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経

て、総会の承認を得るものとする。

(収入)

第42条 本会の経費は、次の各号の収入による。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 刊行物による収入
- (3) 寄付金
- (4) 前年度よりの繰越金
- (5) その他の収入

(繰越金)

第43条 年度末の総収入から総支出を差し引いて残余があれば、繰越金として次年度の収入に編入する。

(寄付)

第44条 用途を決めて寄付された金品は、その用途に用い、決められていないものは、理事会の議決を経て用途を決める。

(予備費及び事業費)

第45条 予算外の不時の支出に充てるため、予備費を置くことができる。

(継続事業費)

第46条 年度を越して執行する事業のため継続事業費として総額を決めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで、逐次繰り越して執行することができる。

(事業報告、決算及び剰余金)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）等を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

2 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(会計監査)

第48条 収支の決算は、その年度末における資産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得るものとする。

(財産管理)

第49条 財産管理に関する規則は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、理事会の発議により、総会出席正会員及び特別会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第51条 本会を解散しようとするときは、理事会の発議により、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が解散した場合において有する残余財産は、総会出席正会員及び特別会員の3分の2以上の議決を経て、次に掲げる法人に贈与する。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

## 第11章 補則

(委任)

第53条 この定款の施行について、必要な事項は規約で定めるもののほか、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第12章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員の任免は、理事会の承認を得て、会長がこれを行う。
- 4 事務局は、沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目373番地1に置く。

## 第13章 付則

(最初の事業年度)

第55条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成21年3月31日までとする。

(最初の役員)

第56条 本会の最初の役員は、次のとおりとする。

- 理事 安次嶺 信也
- 理事 アダメ いづみ
- 理事 新城 和三
- 理事 池村 浩一
- 理事 大城 則子
- 理事 嘉手苺 和子
- 理事 金城 光代
- 理事 久保田 勲
- 理事 城間 ゆかり
- 理事 洲鎌 稔
- 理事 高良 清健

理事 玉栄 宏  
理事 千葉 政樹  
理事 當山 房子  
理事 渡口 治  
理事 渡口 彦直  
理事 仲嶺 邦子  
理事 西仲 ゆかり  
理事 宮平 三枝子  
理事 與儀 哲也  
理事 与那国 かおり  
理事 與那嶺 玲  
代表理事（会長） 大城 則子  
監事 金城 正高  
監事 與儀 とも子

（最初の役員の任期）

第57条 本会の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

（設立時の社員の氏名、住所及びその抛出口数）

第58条 本会の設立時の社員の氏名、住所及びその抛出口数は次のとおりとする。

沖縄県*****	
大城 則子	75口
沖縄県*****	
當山 房子	75口
沖縄県*****	
渡口 治	75口
沖縄県*****	
與那嶺 玲	75口

（規定外事項）

第59条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令によるものとする。

## 付則

- 1 本定款は平成20年8月15日に定め同日施行する。
- 2 本定款は平成20年12月1日に一部改定し同日施行する。
- 3 本定款は平成21年3月21日に一部改定し同日施行する。
- 4 本定款は平成21年5月16日に一部改定し同日施行する。